

助産所における妊婦健康診査受診票利用について

1 概要

現在、都内医療機関では、妊娠届提出時に交付する共通受診票（妊婦健康診査受診票1回目・2～14回目・妊婦超音波検査受診票1～4回目、妊婦子宮頸がん検診受診票）により妊婦健康診査を受けられる一方で、助産所では受診票が使用できず、公費負担分は償還払いとなっている。

このたび、助産所においても受診票を使用できることとして、助産所で妊婦健康診査を受診する妊婦の負担軽減を図る。

2 対象者

令和6年10月1日以降に妊娠届を提出した区内に居住する妊婦

3 受診票が利用できる助産所

都内で分娩を取り扱う公益財団法人東京都助産師会に所属している助産所

4 助産所での妊婦健康診査回数等

- (1) 2回目以降の検査項目のうち、問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導及びその他妊婦健康診査として必要な検査を行う。ただし、クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌検査（以下、「クラミジア抗原等の検査」という。）については、受診1回につき1つの検査を実施医療機関で実施するものであり、助産所での受診は7回を上限の目安とする（ただし、NST（ノン・ストレス・テスト）を助産所で実施しない場合、6回を上限の目安とする。）。
- (2) 1回目、超音波検査、子宮頸がん検診の受診票は対象外
- (3) 助産所は、クラミジア抗原等の検査、超音波検査、及び子宮頸がん検診を必要な時期に医療機関で確実に実施できるよう、各妊婦が受診している実施医療機関と密な情報交換を行うとともに、実施医療機関において、これらの必要な検査等を受けるよう、妊婦に対して促すこととする。

5 受診票の有効期間

交付の日から出産の日まで

6 今後のスケジュール

令和6年9月 区報、ホームページ等で周知

10月 対象助産所での妊婦健康診査受診票の使用開始